

## 大垣都市計画地区計画の決定（神戸町決定）

都市計画上新町地区地区計画を次の通り決定する。

名	称	上新町地区地区計画
位	置	安八郡神戸町大字神戸の一部
面	積	約 2. 8 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	近鉄養老線、広神戸駅東の中心商業地区に接しているため、中心商業地を補完する地区として居住環境を保ちながら商業業務施設の集積を図り、ゆとりと活力あるまちづくりを行う。
	土地利用の方針	3. 4. 401. 広神戸停車場線の沿道地区については幹線沿道及び駅前商業地区に隣接する地区にふさわしい土地利用の規制誘導を図る。また、都市防災や安全性に配慮し、中心地区にゆとりを持たせるようなスペースの確保、整備を図る。
	地区施設の整備の方針	3. 4. 401. 広神戸停車場線を県道赤坂神戸線まで整備を促進するとともに、現況道路の拡幅、整備を行い、中心商業地域へのアクセスや交通連結機能を向上させ、地域の利便性、安全性を確保する。
	建築物等の整備の方針	本地区においては、中心商業地を補完する商業その他業務機能の誘導を図りながら、既存の住居環境に配慮して建築物の用途の制限を行う。

	地区施設 の配置 及び規模	配置は計画図表示のとおり					
		道 路		幅員 (m)	路線数	延長 (m)	備 考
			区画道路	6	1	110	
地 区 整 備 計 画 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第2条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号及び第4号に掲げるもの</li> <li>2. 同表（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの</li> <li>3. 同表（と）項第3号及び第4号に掲げるもの</li> <li>4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第4項各号に規定する営業の用に供する建築物</li> </ol>					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

上新町地区は、近鉄養老線広神戸駅東の神戸町の中心商業地域に接した地域であり、中心商業地を補完する地区として商業その他業務施設の立地誘導を図る必要がある。また、地区の防災、安全面での機能を充実させるため、地区施設を充実させるとともに周辺環境に配慮し住環境との調和を図るため、建築物の用途の規制を行なうものである。